

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

幼稚園、認定こども園（1号認定）を利用する子どもたち

【対象者】

○ 3歳から5歳（年少・年中・年長児）

※ 満3歳から小学校入学前までが無償化の対象です。

【利用料】

○ 利用者負担額が無償化

- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- 幼稚園又は認定こども園と、障害児の発達支援の両方を利用する場合は、両方とも対象となります。

①年収360万円未満相当世帯

②全ての世帯の第3子以降(小学校3年生終了前の最年長の子から数えて。ただし、小学校就学前の子については、幼稚園等を利用していない場合は算定対象外。) 上記に該当する場合は、月額4,500円を上限として副食費が無償となります。

幼稚園、認定こども園（1号認定）の預かり保育の利用

【対象者・利用料】

○ 対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※ 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、認定の担当課へとお問い合わせください。

※ 預かり保育は、満3歳となった日の次の4月から小学校入学前までが無償化の対象です。

※ 市町村民税非課税世帯については、満3歳児から対象となります。

○ 預かり保育の利用料

利用日数×450円を限度に、月額最大11,300円まで無償化

※ 無償化の対象額は、利用日数に450円を乗じた額と実際に支払った額を、月ごとに比較して低い方の額となります。

※ 預かり保育を実施していない場合や、実施時間が少ない場合(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)には、預かり保育の利用料に加えて、認可外保育施設等の利用料についても、月額最大11,300円の範囲内で無償化の対象となります。

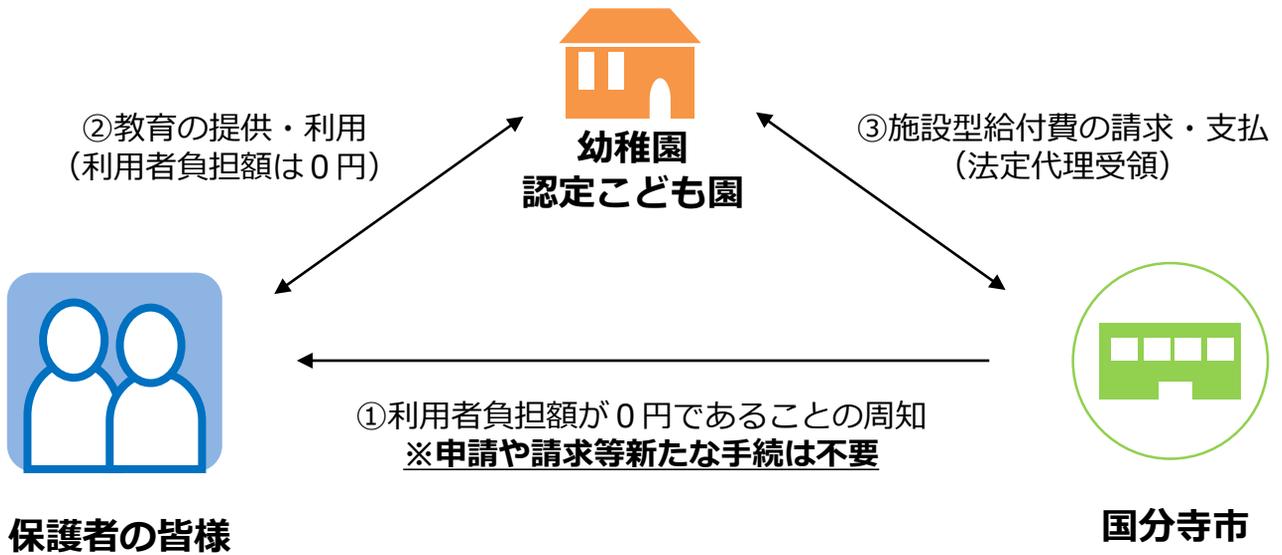
※ 市町村民税非課税世帯については、満3歳児となった日から次の3月末までの間は、月額最大16,300円が無償化の対象となります。

〈参考例〉預かり保育の利用料が1日①400円 ②500円、1か月の利用日数が20日の場合

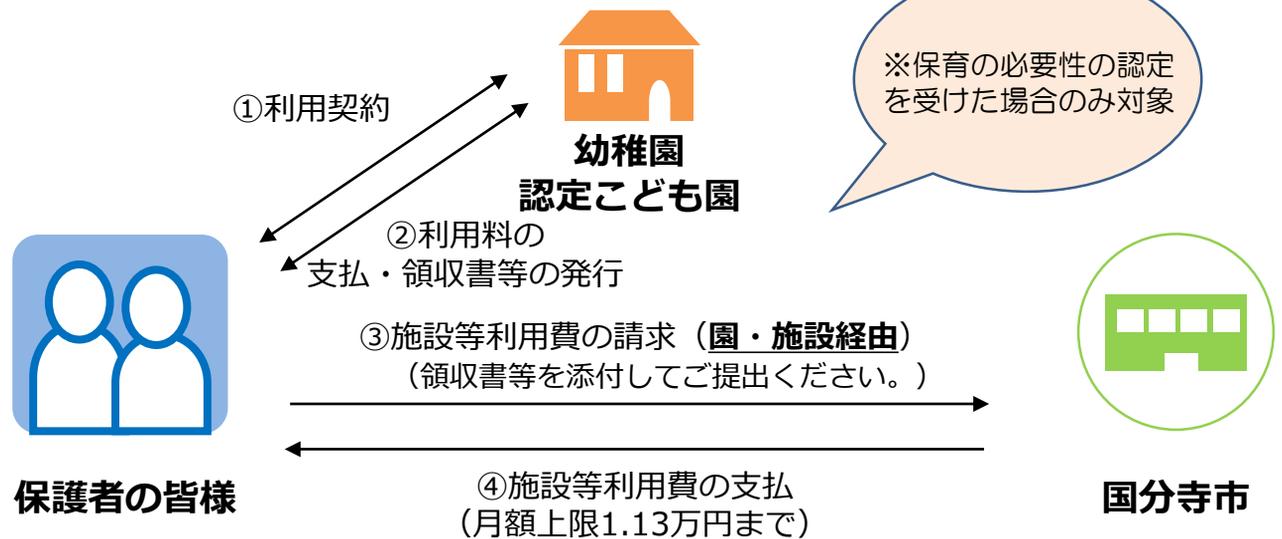
	利用日数	利用料<A>	上限額 450円×利用日数	<A>とのうち 低い額	実費負担額
①	20日	8,000円 (400円×20日)	9,000円 (450円×20日)	8,000円	0円
②	20日	10,000円 (500円×20日)	9,000円 (450円×20日)	9,000円	1,000円

無償化後の給付方法について

【現物給付（教育時間部分）】



【償還払い（預かり保育時間部分）】



- 預かり保育の利用料については、保護者の皆様に一度利用料を園にお支払いいただき、後日、園を通じて市へ施設等利用費の請求をしていただき、市から保護者の皆様に無償化分を支給する「償還払い」を予定しています。
- 施設等利用費は、年2回・半年ごとに園経由で請求していただき、内容審査含め約1～2か月後に指定の口座にお支払いします。
※10月分～3月分の利用：4月に請求、4月分～9月分の利用：10月に請求
※施設が発行する領収書等は大切に保管してください。
- 提出の締切日等具体的な手続方法等につきましては、決まり次第、市ホームページや各園を通じてお知らせします。

【問い合わせ先】 国分寺市 子ども家庭部 電話 042-325-0111 FAX 042-359-3354
子ども子育てサービス課 (認定に関すること) 内線 383
子ども子育て事業課 (給付に関すること) 内線 465